利益相反取引について

資産運用会社は、利益相反対策として内部規程に厳格な自主ルールを定め、利害関係人等との取引に際しては運用審査会議・経営会議において当該自主ルールの遵守状況に関するチェックを実施しております。

また最も利益相反が懸念される不動産等の売買取引に関しては、外部委員を含むコンプライアンス委員会において審議を行うとともに、事前に本投資法人役員会へ報告を行い、牽制機能の確保に努めております。

なお取引内容の検証にあたっては、必要に応じて弁護士または税理士等の第三者専門家に意見を求めており、また利害関係人から不動産等を取得する場合の取得価格は原則として利害関係のない不動産鑑定士による鑑定評価額を上限の指標として、また利害関係人への売却の場合の売却価格は原則として利害関係のない不動産鑑定士による鑑定評価額を下限の指標として、厳正に価格を決定しています。